

## 裁量信託の概念と利用法

ドノバン・W. M. ウォーターズ/新井 誠 訳

### 目 次

1. 裁量信託を設定した場合の実際上の効果
2. 裁量信託設定証書の作成例
3. エステイト・プランニングへの裁量信託の利用
  - (1) 信託と会社の併用
  - (2) 遺言によって設定する裁量信託または会社と併用しないで生存者間信託の形で設定する裁量信託
4. 要点および結論

### 1. 裁量信託を設定した場合の実際上の効果

1939年に始まった第二次世界大戦以前に使われていたような信託は既に今日の社会情勢となじまないものになってきております。第二次世界大戦前の世の中は、個々の国々が今程互いに密接に結びついておらず、特にコモン・ロー法域に属する国々の場合は、1930年代に発生した大恐慌の当時でさえ、国内的には社会生活や経済生活は驚くほど安定しており、その先行きは不透明ではありませんでした。コモン・ロー法域に属する主要国であるイギリス、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ及びアメリカにおける当時の平均的な家族の財形プランや財産管理プランを見ても、家族が将来その本拠地を余所に移すのかどうかや、家族各員の学業や社会活動に関しては、家族全体がわりとしっかりとした展望を持っていたことが判ります。当時はなんといっても男性中心の社会で、家業は代々男子が受け継ぎ、結婚した夫婦の殆どは一生添い遂げ、家業を継ぐ場合であると、外に働きに出る場合であるとに拘わらず、男の

子はその父親と同じ職業につき、その子もまた同じ職業につき、母親や娘達は家事と育児と老人の世話にいそしむというのが、当時の平均的なライフ・スタイルでした。従って当時の承継的財産権処分というものは、財産を先ず信託財産化して、この信託財産やこれから生ずる利益の一定部分を代々家族の一員として生まれてくる男の子や女の子に支給するようになっているという点で、純粋な承継的財産権処分の色彩の強いものであったといえます。当時は、田舎に居を構えている家族も都会に住んでいる家族も、家族を対象とした信託というものを、一定の分配方式を決めてこれに従って家族構成員の間で家族の財産を分配することを目的とする基本的なシステムとして受け止めており、これによって分配された財産や権利がこれを受け取った者の生活だけではなく、その子や孫に至る迄の子々孫々の生活の支えとなっていた訳です。信託の基本財産から生ずる果実は分配するが、信託の基本財産そのものは次世代の家族のために手を付けずに温存しておくのが普通でした。信託財産から扶養料を支払ったり、資金の前渡しをすることが出来るという権限がありますが、これは、若くして両親を失った受益者が成年に達する迄の間の生計を維持するためや、大学などに進学したり、独立して事業を始めるために幾らかまとまった資金が必要だという場合に、進学や開業のチャンスを無駄にしないようにとの配慮から、将来信託から支払う分を引き出して前渡しの形で給付するためのものでした。信託の基本財産はどの様な場合も承継的財産権処分の根幹をなすものであり、その使命は、投資リスクを出来るだけ抑えつつ、利息や果実を稼ぎ出すことにあり、たとえ信託の終了に際して信託の基本財産が受益者間で分配されても、これをそのまま消費してしまいうのではなく、その分配を受けた受益者の手でこれを新たな信託の基本財産とした信託を別途設定し直して、その人の子々孫々の為に代々受け継いでいくようにすることが期待された訳です。

しかしながら時代は最早一変してしまい、我々が今日住んでいる世の中は、飛行機と、コンピューターと、ファックスと、ボーダーレス市場の発達と、国際投資と、人々の頻繁な移動とを特徴とする目まぐるしい世の中になってしまいました。この様な世の中になってしまっただけでは、戦前派の人達が親しんでいた

## 裁量信託の概念と利用法

生活様式というものは単なる思い出にしか過ぎないものになってしまいました。コモン・ローの社会では、離婚率が高くなってきたために、「ファミリー」というものが単なる核家族の集合体的なものとなってしまい、都会地にある大邸宅や、地方にある荘園に大家族が一緒に住んでいるというような、1914年当時まで見られた様相は全く一変してしまいました。しかしながら、今日の家族レベルでのエステイト・プランニングの立て方に大きな変化をもたらした決定的な要因は、課税の強化です。1920年以来所得税の累進の度合いが大幅に引き上げられ、このため1945年頃迄には、既に家族の構成員の内の誰かが死ぬと、遺産のうち遺産資産税や相続税の形で国庫に納められてしまう額が大きくなってきたために、従来形の承継的財産権処分方法はその実質的利用価値を失ってしまいました。更にここ40年の間に殆どの国で譲渡所得税や資産贈与税が引き上げられたために、税金逃れや節税のためにエステイト・プランニングを用いるという考え方が台頭してきました。その結果、裁量信託が目立つようになり、今日コモン・ロー法域に属する国々では現存する世代の死ぬ迄の期間とその子供達の死ぬ迄の期間に孫達が成年に達する迄の期間を加えた合計年数を超える期間を存続期間とするような信託が設定される例は殆どなくなってしまいました。いろいろな事象を普遍化して簡単に述べようとすると常に危険が伴いますが、この事は正に現代における信託設定証書の作成作業の実態をよく言い表しているものと思います。実際、三世代を対象として設定された信託の場合には、信託設定証書中に任意の時点で信託の内容を変えたり、信託を消滅させることが出来る権限を設定して、この権限を受託者等に与える旨規定している例がよく見られます。この様にしておけば、世界の何処かで新しい税金が導入されたり、既存の税金が増税されることになったりする等受託者の心配が現実のものとなった場合には、信託の管理者としてすばやく適切な方法で対処できる訳です。通常受託者が心配して目を配っている国々というのは、信託財産の所在国ということになりますから、国際不動産投資や国際証券投資が当たり前となった今日では、受託者が心配しなければならぬ国の数も当然大幅に増加しています。

財産の所有者が裁量信託を利用しようとするのは、私有財産の名義を本人名義から受託者名義に変えることによって直接的または間接的に税負担の軽減を図れるならこれを利用したいとする気持ちの表れです。しかしながら今日財産を持っている人達は、18世紀以前の資産家とは違い、信託の設定時に確定的な受益権を与えておくというようなことにはあまり関心を持っていません。そのため、信託の設定者は、誰を受益者に選んでどれだけの信託財産を分けてやるかという問題は先送りにして、これを他人の決定に委ねたいと考える訳です。ついでに受益者となるべき者が決められていたとしても、昔風の承継的財産権処分方式に従ってこれ等の受益者に対して予め定められた権利が渡るようにしてしまうと、これを受け取る受益者によっては、高い税率による課税を受けてしまうことになり、結果的にその受益者に渡る財産が当初考えていたより少なくなってしまう、受益者間で実際に手にすることが出来る信託財産の正味金額に相違が出てきてしまって、信託設定者が当初予定していたものと違う結果になってしまうのではないのかと、信託設定者は何時も頭を悩ませることになります。別の表現をしますと、信託設定者の関心事は、受益者となるべき者を決めてその者に対して確定的な権利や固定的な権利を与えることにあるのではなく、むしろ自分の手で財産を持っていると高い税金がかかる恐れがあるのでこれを避けるため、受託者の手に財産を委ね、権限の委任先——通常は受託者がこれにあたりますが——を定めて、税法上の問題をよく考えた上で実際に誰を受益者とし、何時どの様な形でこの受益者に信託財産を分配するかということを決める権限を委任することにあるのです。

ここ迄申し上げれば皆さんは、この種の信託においては受託者の役割が如何に重視されているかをお判りになるものと思います。第二次世界大戦時まで数世紀にわたって信託設定者や遺言者が自ら行っていた様な意思決定を現在では受託者が有効に行うようになってきているのです。信託設定者はその所有財産を受託者の手に委ね、信託の運営に関する権限を自らの手に留保している場合に限り、その留保している権限の範囲内において、信託の運営に影響を及ぼすことが出来るというのがコモン・ローのシステムです。通常、信託設定者は、税金

## 裁量信託の概念と利用法

上の理由で、潜在的な受益者や信託の運営に影響を及ぼすような権限の所持人として信託との間で何らかの公式の接触や関係を一切持たないように、細心の注意を払っています。復帰権の形であると、指名権の形であるとを問わず、信託設定者がこの様な形で自分の手元に受益権を残して置くような中途半端なことをすると、コモン・ロー法域に属する殆どの国では、先ず信託の成立そのものが否認される可能性があります。これは、この様な場合の信託の信託財産から生ずる所得や信託財産の譲渡によって生ずる譲渡所得は、税法上信託設定者自身の所得として捕捉されて、課税される場合が多いからです。そのため最近の信託設定者は、受託者の適性或職務忠実度をチェックする手段として、信託設定書類の中に別途「プロテクター」と呼ばれる新しい人物を登場させるようになってきています。通常このプロテクターの役割は、信託の会計帳簿類、投資関係記録類及び受託者が下した決定や下さなかった決定等に関する議事録類などを定期的に調査するという方法で、受託者の仕事ぶりをモニターすることにあります。プロテクターには通常受託者の任免権という信託の管理面における強大な権利が与えられており、普段は信託の受益者だけに与えられている「誰に？、何を？、何時？、どの様な方法で？」という問題の決定権がプロテクターにも与えられているケースもあります。ところが、コモン・ロー上の信託を採用している主要な国や州の制定法や判例法を見ても、プロテクターについては何も触れておりませんので、プロテクターなる地位の設定や、プロテクターにどのような役割を与えるかについての判断は、すべてコモン・ローの法域にいる弁護士の産物ということになります。プロテクターは果たして受託者なのでしょうか。そうでないとするならば、信託の受益者との関係ではプロテクターは少なくとも受託者には相当するのでしょうか。自分に与えられた職務に違反した場合、プロテクターはどの様な責任をとらなければならないのでしょうか。また、プロテクターの行動に適用される行為基準というものがあるとするれば、それはどの様なものなのでしょうか。また、プロテクターを訴えることができるのは誰でしょうか。これ等の疑問は既に現に発生している疑問ですが、今のところコモン・ロー法域ではこの疑問に自信を持って答えられる人はいません。

プロテクターの役割が広く取り入れられる様になっているオフ・ショアの法域では次第にこの問題に関する判例法が出てき始めているので、いずれは主要なコモン・ロー法域の国でも判例法が出てくるとと思いますが、コモン・ロー法域の主要国ではこの問題についての法律上の取扱がどうなるのかということは、未だ推測の域を出ないものであるということを忘れてはなりません。

しかしながら、私たちが是非とも裁量信託について覚えて置かなければならないのは、裁量信託というもの、今風のいい方をしますと「家族信託」というものは、私が先程説明した伝統的な承継的財産権処分とはすっかり違ったものになってしまっているということです。裁量信託というものの本質は、その設定時に誰を受益者としてその者にどの様な受益権を与えるかにあるのではなく、財産の所有権を所有者の手から他の者の手に移すことにあるのです。

## 2. 裁量信託設定証書の作成例

裁量信託の典型は生存者間信託です。なぜならば、遺言によって財産を処分しようとする人の場合は、遺贈の形で直接贈与する場合であると、信託を利用して行う場合であるとに拘わらず、特定の人に対して財産を残したいという考えが優先する傾向があるからです。この様な場合、後に残る財産をどう処分しておこうかというのが本人の最大の関心事であり、税金問題はどうしても二の次ということになるからです。遺言によって信託を設定する場合は、昔から遺言者の残余遺産、即ち遺言者の遺産のうちから特定遺贈分と不特定遺贈分を引いた残りのものを信託財産とするのが普通でした。遺言者がどの様な形で遺産の分配を望むかという問題は、同人の家族の置かれている状況、公益団体に対する同人の関心の有無や程度、同人が自由に処分できる財産の種類や金額等によって大きく左右されることとなりますので、残余遺産を信託財産とする信託について、一般的な説明をしようとする、難しいこととなりますが、殆どのコモン・ローの国々では、残余遺産信託は、遺言者の配偶者が生存している場合は同人を生涯権者とし、同人が死亡した場合には信託財産から生ずる果実の受領権の内の残余部分は、遺言者たる故人の子供達に渡るようにする形で設定す

## 裁量信託の概念と利用法

るのが普通だといってよいでしょう。一人一人の子供の取分は均等ということになり、子供の中に既に死亡している者がいる場合はその者の子供に対し分配し、最後に信託財産の残余部分はこの子供達の間で分配され、既に死んでしまっている子供がいる場合はその相続人が代襲の形で分配を受けることとなります。この場合の「代襲 (*per stirpes*)」とは、複数の同順位の相続人がいてその内に被相続人より先に死んだ者がいる場合、その者の直系卑属(即ち孫)が相続人を代襲し、相続人が生きていたら取得出来た筈である分についての権利を代わって取得することをいいます。例えば、信託設定者に甲および乙という二人の子供がいて、甲には更に三人の子供が、乙には二人の子供がいたとしますと、信託の基本財産は、先ず二つに等分され、その一方を甲の子供三人で等分し、他方を乙の子供二人で等分することとなります。遺言信託の設定を依頼された場合にこの信託をどう設定するかは、遺産の規模、遺産にかかる相続税や遺産税の問題及び遺産の相続人にかかる相続税の問題に大きく左右されることは、弁護士であれば日常的に経験することです。私の住んでいるカナダでは、遺産税や相続税はありませんので、今日では遺産の一定部分は被相続人の生存配偶者が直接受け取り、被相続人と同人の間に生まれた子供達が残りを等分して受け取れるようにするのが普通ですが、イギリス、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドで行われているように、将来カナダでも遺産税制や相続税制が導入されることとなりますと、カナダにおけるこのような遺産の処分の仕方は当然変わってくることになると思います。

裁量信託を設定する場合、その信託の設定目的に沿うように設定しなければなりません。これから説明申し上げるように、裁量信託には多数の利用方法がありますが、信託設定証書の作成作業を説明する上での便宜上、ここでは評価額が上昇していく株式、即ち事業法人の株式の保有を目的とした典型的な裁量信託を例に取り上げることとします。先ずこの場合には、問題の事業会社の組織や資本構成を予め変更しておく必要があります。この場合の組織変更や資本構成の変更は、この会社に親会社がある場合は、この親会社を通じて行います。具体的には、この事業会社は優先株式を発行して、発行会社のその時点におけ

る純資産価値を現在のオーナー経営者の手に移転してしまい、これとは別に、将来この会社が成長することによってパイが大きくなった場合に備えて、そのパイの増加分を株主に還元するための手段として、別途普通株式の新株を発行して、これをオーナー経営者の家族を受託者とする信託の信託財産とします。このような方法をとることによって、この時点におけるこの事業会社の企業としての価値が優先株式の中に「凍結」されることになることから、この手法のことを「エスティート・フリーズ」と呼んでいます。この講演録の末尾には、この種の裁量信託を設定する場合に使われる典型的な承継的財産権処分設定捺印証書と呼ばれる書類のサンプルを添付しておきましたのでご覧下さい。このサンプルでは、信託の設定者はジョン・スミスという者であり、同人には既に結婚しているジョージという息子が一人おり、息子ジョージにはメアリーという妻がいて、信託設定の時点でジョージはさる事業法人のオーナー社長として同法人の全発行済株式を所有しています。日本の皆様のために、信託設定者であるジョンがこの場合ブリティッシュ・コロンビア州ヴィクトリア市に本店を置くジョ・オールド・オーク・トラスト・コーポレーションを受託者に指名して、同社との間で締結した信託設定証書がどのようなものであるかについて一寸お話ししておいた方がよいでしょう。受託者はこの証書を締結することにより、設定された信託を引き受けたこととなります。「セツルメント」、即ち「承継的財産権処分」という言葉は、コモン・ローの法律実務分野では古くから使われている言葉であり、その沿革を辿りますと、17世紀の初め頃に出現した手法で、土地を妻子その他の特定の親族に「承継的に移転する」よう処分したいという場合に使われた手法にまで遡ることが出来ます。時代の流れとともにこの言葉が何時しか定着した訳です。信託やセツルメントによる財産の処分の中身が今日と昔では大きく変わってしまったのは今まで説明してきた通りですが、それにも拘わらず、信託設定証書中においては相変わらず何故かこの「セツルメント」という言葉だけが後生大事に使われているのです。この場合の証書は当然捺印証書の形で作成されることとなりますが、ご覧頂ければ判る通り、捺印証書というものは伝統的な様式や言葉使いに従って作成されるものであり、作

## 裁量信託の概念と利用法

成の当事者兩名，この場合は信託設定者と受託者ということになりますが，自分達が作成した書類に相違ないことを認めた上で，これに署名しなければならないことになっています。

証書の頭の部分には「前文」と呼ばれる部分があり，ここには何故信託を設定しなければならないのかについての信託設定者側の理由が記載されることとなります。父親ジョンは，この前文に記載されている目的のために，名目的に金 100 ドルを出して，信託設定者となって信託を設定し，信託の目的（受益者や公益目的のことをいいます）はこの設定証書の後の方に定められる規定中に明記されることとなります。ジョージがオーナー社長となっている問題の事業法人の資産はすべて同社の発行する株式の形でジョージが所有しており，ジョージはこの所有株式を新しく設立された持株会社に譲渡し，この持株会社の発行に関わる普通株式を受託者の手に移転する訳ですが，これを信託財産化するのに何故父親であるジョンが信託の設定者となるのかといいますと，息子ジョージ本人が信託の設定者となりますと，税法上の不利益が生ずるため得策ではないからです。カナダ法のもとでは，息子が直接信託の設定者となって信託を設定したとすると，この信託の信託財産から生ずる所得や譲渡所得はすべて信託設定者本人の所得と見做されて，本人に課税されてしまうこととなります。資産を凍結する第一の目的はこの様な税制上の不利益な結果が生ずることを避けることにあります。前文の第 C 項には信託設定者たる甲自身ならびにその他の者が将来信託にその所有財産を移転して信託財産を増加させることが予定されていると記載されている点に注意して下さい。これは将来持株会社が普通株式の新株を発行するような場合には，その新株の引受権が株主たる信託に与えられ，受託者乙はこの引受権を行使して銀行から借金をして新株を購入することを想定した規定です。この種の信託の場合には，この様にして引き受ける普通株式の新株が重要な信託財産となるのです。

前文の部分が終わりますと，証書には実質的な規定が現れ始めます。第 1 条はこの証書全体を通じて使われる幾つかの共通の用語についての定義が定められており，第 1 条第(d)項にはこの信託の目的の定義，即ち誰が受益者となるべ

きかが記載されています。ここで一寸横道にそれますが、私は今「信託」についてお話しをしている訳ですが、この「信託」という言葉はコモン・ロー法域の弁護士達が単に参照上の便宜のために使っている言葉に過ぎないということをしかりと心に留めて置いて下さい。この証書の中には「信託」という言葉の定義は何処にも記載されていない筈ですし、これはこの証書の作成を担当した弁護士が厳格な言葉遣いをするように注意し、素人的表現を避けようとしているからです。信託には法人のような人格はありません。「信託」とはこの証書中に定められている事項を行わなければならない受託者側の義務全体を表す言葉にしか過ぎないのです。さて再び第1条に戻りますが、ここでは「受益者」の定義の中に「プロテクター」という言葉が出てくるのに注意して下さい。この証書によりますと、息子ジョージの妻メアリーがこのプロテクターに就任することになっており、プロテクターとしての同女には、同人の裁量により適切と認めた場合は、受益者群の中に特定の者または特定のグループに属する者を新たに加える権限が与えられています。この様な規定が設けられているのは、旧株主であるジョージとその妻が将来もしかしたら信託財産となっている当該事業法人の発行済み普通全株式に関して支払われる配当金を自分達の子供、孫及びそのそれぞれの配偶者以外の第三者の手に渡らせようとするかもしれないということを配慮してのことです。更に時としては、信託設定者の息子であるジョージのような立場にある人が信託財産となっている普通株式に関して受け取る配当金を何か公益のために役立てたいと考えるかも知れませんが、そうなった場合にそのようなことも自由に出来るようにこういった規定が盛り込まれる訳です。

第1条第(b)項に誰がプロテクターになるかが定められているのはそのためであり、この信託設定者甲の場合は意中の人材は息子の嫁のメアリーだけだったということになります。この様な形で同女が信託に参画するということになったとしても、税法との関係では特に信託に関する支配権や信託に関する権利が夫たるジョージの手元に残っていると見做されることはありませんので、既存の受益者群に新たにどの様な者を新規の受益者として加えるべきかを定める場

## 裁量信託の概念と利用法

合には事実上自分の夫と相談して決めようと思えばそうできる訳ですから、信託のプロテクターとしてはメアリーは理想的な人物ということになります。信託設定者甲とその息子であるジョージは万一信託の存続期間中にメアリーが死んでしまったような場合には、それまでメアリーがプロテクターとして果たしていた役割は受託者乙に果たして貰えばよいと考えていたに相違ありませんが、そうだからといって、プロテクターに与えられていた受託者の任免権までも受託者乙の手に渡すようなことは出来ませんので、妻メアリーが先に死んでしまった場合受託者の人選をどうするかという問題は父と慎重に協議しなければならない問題であることをジョージは父親甲と話合っている筈です。第1条第(c)項には、受託者乙は何時でも信託を終了させることが出来る旨定められていることに注目して下さい。現在カナダのブリティッシュ・コロンビア州では、制定法により、永久拘束禁止則の適用上認められる最長期間は80年となっておりますので、この信託の設定者甲は、信託の存続期間を定めるもう一つの方法である信託設定時に生存していた者が死ぬまでの期間プラス21年という方法を採用する代わりに、この80年という期間を選択したことになります。誰が信託の受益者となるかは第1条第(d)項に定められており、信託基金の定義は第1条第(e)項に、信託の名称は第1条第(f)項にそれぞれ定められています。

信託を設定する場合は信託設定についての意思の明白性と、信託財産の存在についての明白性と、信託の目的についての明白性、という三つの明白性が必要です。この中ではこの証書が信託の設定証書として作成されるものであるという意思が一番重要であり、信託財産存在の明白性は金100ドルを信託財産として出捐しているという事実で満たされており、信託の目的についての明白性は第1条第(d)項の記載内容によって満たされています。

この証書の第2条には受託者乙が負うべき信託財産の処分に関する義務の内容を信託設定者甲が詳しく定めておりますので、その意味においては信託設定証書の核心部に入ってきたこととなります。証書のこの部分にはこの信託上各受益者が受くべき権利の種類と数量が記載されています。ところがここには、「私の息子のジョージには生涯権を与え、同人の死後残された同人の子供達に

対しては残余権についての生涯権を与え、ジョージが死亡した時点でその子供の中に既に死亡している者がいる場合は、その者の子供に代襲させる……」というような規定は見あたらず、その代わり「誰に？、何を？、何時？、どの様な方法で？」についての裁量権が定められています。第2条第(a)項の規定をもう少し詳しく見てみましょう。まず、信託設定者甲が、この信託の信託財産は受益者の利益のために管理しなければならない旨定めているのが目につきます。第1条の規定から誰が受益者となるかは既に判っている訳ですから、指定されたグループの中から実際の受益者となるべき者を選ぶという点で裁量権が含まれていることとなりますので、この信託は裁量信託だということが判ります。更に見ていきますと、指定されたグループの中から誰を実際の受益者として選ぶべきかという点について、「乙が、その独自の裁量により……特に指名した者1名もしくは数名（この場合この指名を受けられなかった者は当然除外されることになる。）云々」と書かれており、更に「何を？」という点についての裁量権の説明として、「個々の受益者の取分または個々の受益者に対する分配率は乙が、その独自の裁量により……指定する云々」と定められており、更に「何時？」という点に関する受託者の裁量権については、「……で指定した規定、制限……の拘束を受ける云々」という規定が目に入ります。更に進みますと、「如何なる方法で？」に関する規定に入り、「乙が、その独自の裁量により……指定した裁量信託上の指名権（本証書中に定められている指名権だけには限定しない。）で、同捺印証書中で指名した者を行使権者とするものの拘束を受ける……云々」と定められています。第2条の冒頭に「乙は、以下の規定上認められている方法に従って、本件信託基金を投資運用しなければならない……」と定められていますが、これは信託の基本財産を任意の受益者に対して分配する権限を受託者に認めた規定であり、この様に扶養料や教育費の支払権や信託財産の前渡権が定められていることにより、受託者乙は、受益者の中から任意の者を選んで、その者に対して本来予定されている信託の基本財産の確定的な分配に先だって、信託の基本財産の中から扶養料や教育費やその他の前渡しをすることが出来るようになっているのです。分かり易くするために簡単な例を挙げて説

## 裁量信託の概念と利用法

明しましょう。遺言の中に「私の甥アランが満35歳に達した時に同人が受け取れるように、金10万ドルを信託財産とする」と定められていたとしましょう。私共がただ今題材として取り上げている証書の中に記載されている規定と同じ様な規定があれば、受託者は、甥のアランが満35歳になる前に扶養料や教育費の支払や前渡金として信託財産の元本や果実をアランに分配することもできますし、この様な分配をしないで毎年信託の基本財産から生じてくる所得を再投資に回すこともできます。

証書の第2条第(a)項に、「……乙が、その独自の裁量により……、承継的財産権帰属確定日が到来する前に取消可能なものもしくは取消不能なものとして適宜正式に作成した捺印証書中で指定した裁量信託上の指名権（本証書中に定められている指名権だけには限定しない）云々」とありますが、これにより、受託者乙は子信託ともいべきサブトラストを設定して、親信託の信託財産をこの子信託に移すことが出来ることとなりますし、これに関して重要な点は、この子信託を裁量信託の形で設定すれば、親信託の受託者乙は「誰に？、何を？、何時？、如何なる方法で？」という裁量権をこの子信託の受託者に委任することが出来るという点です。最後に第2条第(a)項に記載されている権限以外の権限設定権のことに触れていますが、この種の権限としては、信託財産から生ずる果実しか受け取れないことになっている受益者のために必要な場合は信託の基本財産を取り崩して与える権限等が含まれます。この場合の受託者乙は任意の受益者のためにサブトラストを設定して、任意の者をこのサブトラストの受託者に指名したり、このサブトラスト中で設定されている指名権を任意の者に与えられるようになっている点に注目して下さい。第2条第(a)項の最後には受託者乙は、適切と認めた場合は、信託財産の処分については、一括してこれを行うだけでなく、適宜何回にも分けてこれを行うことができるという裁量権がある旨が定められています。更に裁量権の行使に際しては争いが生じないようにしっかりと証拠を残すため、裁量権の行使は捺印証書によらなければならないとされています。この場合の捺印証書は、取消可能なものとすることもできます。取消可能であるということは、受託者乙が一旦行った裁量権の行使を

取り消して、別の方法で裁量権の行使が出来ることを意味します。この取消権は、受託者乙が信託基金を構成する財産の内の特定のものを特定の方法で処分し続けるようなことをなくすために認められているものです。例えば、受託者乙が若い受益者を指定して、この者に対して信託財産である家屋の使用を認めたと、この若者が建物の管理をろくに行わず、逆に建物を壊してしまったというような場合、受託者乙はこの取消権を行使して、この家屋の占有・使用权を享受させるために行った指名を取り消して、この若者を受益者でなくしてしまうことが出来るのです。第2条第(a)項の最後の但し書きの規定は、法律によって信託の存続期間は最長80年に限られており、信託財産はこの期間内に誰かの手に確定的に帰属しなければならないことになっていることからきた規定です。

第2条第(b)項に定められている規定は、いわゆる「ギフト・オーバー条項(先行譲与不動産権消滅後の不動産権の設定に関する条項)」です。この規定により、この証書によって信託が設定された日から満80年が経過した時点または受託者が信託を終了させた時点で未だ受託者乙の手で分配されずに信託に残っている信託の基本財産ならびにこれから生じた果実は、その時点で残っている信託の受益者全員の間で等分され、受益者に確定的に帰属することになります。第2条第(b)項に定められている「ギフト・オーバー条項」は、信託の存続中にこの信託の受益者となるべき者全員が死亡した場合は、その時点で残っている信託財産は、受益者となるべき者の内の最後に死亡した者の遺言執行人か遺産管理人に帰属する旨定めて締めくくっています。この様な事態が生ずることは先ず考えられませんが、どの様な事態が生じても、その時点で残っている信託財産が必ず処分されるよう、わざわざ入れてある規定です。第2条第(b)項に定められているこのギフト・オーバー条項は、第2条第(a)項の規定によって信託設定者甲が設定しようとしている指名権が信託的指名権ではなく単純指名権であるということを示す規定ではないということに特に注意しなければなりません。いずれにせよ、受託者乙が行使するのは単純指名権か信託的指名権ということになる訳ですから、その意味ではこれは受託者的な権限か信託的指名権という

## 裁量信託の概念と利用法

こととなりますが、信託設定者甲が第2条第(a)項で意図していたものが果たして何であったかということは特に問題ではありません。というのは、この時点に至る迄信託設定者甲が意図しているものが信託的指名権であることを甲自身が既に証書中ではっきりとさせているからです。ということは、「誰に？、何を？、何時？、如何なる方法で？」という問題についての裁量権は受託者乙が行行使しなければならないことを意味します。

第3条の規定は第2条において信託設定者甲が定めた処分に関する取り決めに完全にするための規定です。というのは、第3条第(a)項の規定によりプロテクターたるメアリー・スミスは、その裁量により受益者の中から任意の者を除名できることになっているだけでなく、既存の受託者を解任して、これに代わる別の受託者を任命することが出来ることになっているからです。かくしてメアリー・スミスは、受託者乙の仕事ぶりを監視できるだけでなく、役に立たない受託者や怠慢な受託者を罷免する権限を与えられていることとなります。ここで注意しなければならないのは、もしメアリーがプロテクターとしての裁量権を行使出来なくなった場合、信託設定者甲は、メアリーに代わって、この裁量権を自分で行使することもできますし、別の者を任命してその者に対して受託者の任免権を与えることもできるという点です。信託設定者甲が高齢者である場合、甲はメアリーに代わる別の者を任命する途を選ぶでしょう。受益者の除名に関してメアリーは自分の子供の配偶者を受益者のリストから外そうと思えば外すことも出来ます。結婚している自分の子供が離婚した場合は、離婚した相手は最早家族の一員ではなくなる訳ですから、この様な場合には離婚の相手を受託者のリストから外せるのです。第3条第(b)項では信託設定者たる甲自身を初めから受益者として除外する旨が定められていますが、これは税金との関係上、信託設定者自身は信託からどの様な利益も受けない方がよいからです。普通であれば息子の方が信託設定者になるところを父親の方が信託設定者となったのは正に税金対策があったからです。第3条第(c)項の規定は、受託者乙が裁量権を行使していずれかの受益者に対して信託財産から金を前渡ししたり、信託財産を分配した後になってこの前渡しや分配を取り消させないようにする

ための規定です。この規定が設けられていることにより、信託から金や財産の前渡しを受けた受益者がいて、前渡しを受けた金を使ってしまって後になって受託者乙の気が変わって前渡しを取り消すというようなことがないようにするための規定です。

それ以外の規定は読んで頂ければそのまま判るような規定です。第4条の規定は長いのでよく内容を読んでおく必要があります。信託基金が受託者乙に投資されているとするとその間財産に関するいろいろな問題が生じてきて、受託者乙はこれに対処するための信託管理権を必要としますので、第4条にはこの管理権が定められています。この管理権の付与の規定は、信託設定証書の作成に携わる弁護士が、管理権の出し惜しみをするよりも、太っ腹になって気前良く出した方がいいと考えて入れる規定です。どの様な場合も、受託者が必要としている権限を与えないで出し惜しみしておくよりは、受託者には余分に権限を与えておいた方がよいに決まっています。第5条の規定は、判例法を確認した規定で、信託受託者乙は何時でも辞任できることを明確にしています。第6条はどのような場合に受託者乙が信託の義務に違反したことになるかを定めた規定であり、第7条はおなじみの信託設定証書の準拠法を定めた規定です。

### 3. エステイト・プランニングへの裁量信託の利用

#### (1) 信託と会社の併用

今まで見てきた裁量信託では、付与することができる裁量権のすべてを信託設定証書によって受託者に付与するようになっていますが、日本の皆様から見ますと、このようなことをするという事は、財産の所有権者が処分権のすべてと裁量権のすべてを誰か他の人に与えてしまうのと同じであり、これを与えて貰った人があたかも実質上の絶対的な所有者みたいになってしまうので、無謀極まりないと思われるかもしれません。日本人だったらそのようなことはしないとおっしゃるかもしれませんが、この様な広範囲の裁量権の付与が実際どの様な状況下において行われるのかということ、よく吟味して見る必要があります。私たちが今まで見てきた裁量信託の設定証書の規定、特に同証書中に

## 裁量信託の概念と利用法

定められている第2条第(a)項の規定の幅の広さは、先行き成長の見込めるような企業を営んでいるオーナー経営者や、先行き繁盛しそうな医師、歯科医師または弁護士のような専門職従事者が、実際に業績が伸びて利益が拡大した時点で子供達に商売や事業を継がせるとなると、これに伴って行われる金融資産を含めた資産の移転につき譲渡所得税、資本移転税、遺産税や相続税がかかってしまうことになるので、これを避けるために、実際の業績の成長や利益の蓄積が起こる前に移転してしまおうと考える場合に利用されているものです。

例えば、カナダのある地方に自分で診療所を営んでいる非常に繁盛しているビル・ブラウンという歯科医師がいたとします。年は40一寸手前で、診療所は非常に繁盛していたとします。ブラウン先生はリタイアする迄は相当資産を蓄積できる筈だと考え、そこで年をとってから蓄積をした財産を子供達に譲るとなるとそれ迄高い所得税を払ったり、子供達に財産を譲る時点で資産税や遺産税を払わなければならないことになるので、これを避けるために将来の成長を先取りして、今のうちに幼い子供達に対する財産分与の手配をしておいた方がよいと考えたとします。そこでブラウン先生は早速これを実行に移すべく、診療所を法人化して、「株式会社ビル・ブラウン歯科クリニック」と命名し、ブラウン先生はこの会社の雇われ歯科医師となり、会社が稼いだ診療報酬の中から先生に給料を支払うことにします。この会社にはもう一つ別の会社「ビル・ブラウン医療機器株式会社」が出入りして、ブラウン先生の診療所で使う歯科用医療機器を納入するとします。このビル・ブラウン医療機器株式会社の株は全株株式会社ビル・ブラウン歯科クリニックが所有するようにし、この株式会社ビル・ブラウン歯科クリニックは議決権付き優先株式と普通株式の両方を発行し、議決権付き優先株式の方はブラウン先生個人が所有し、普通株式の方は、別途信託を設定して、この信託に所有させるようにします。この信託は、今までお話してきたように、裁量信託として設定し、ブラウン先生の子供達と孫達（これから生まれて来る子供達や孫達も含みます）を受益者とし、よければブラウン先生の奥さんも受益者の一員に加えます。この信託の設定に際しては、既に見てきた通り、信託財産の基本財産やこれから生ずる果実を分配した場合その所

得の帰属先は、これがブラウン先生自身の個人所得として捕捉されないようにするために、ブラウン先生自身ではなく、先生のお父さんに信託設定者になって貰うことにします。この裁量信託は、その所有に関わる株式会社ビル・ブラウン歯科クリニックの普通株式に関して同社から支払われる配当金を受け取って、これをブラウン先生の奥さんや未成年の子供達に分配することをその主たる目的とします。このようにしておけば、ブラウン先生の歯科診療活動から上がってくる所得を家族間で分散することができ、その結果未成年の場合は他に所得の源泉がない筈ですし、所得税は累進制を採っていますので、受託者を通じて信託の各受益者に対して支払われる所得については、低い税率で所得税を納めればよく、結果的にブラウン医師が確定申告によって納付する所得税額をかなり低く抑えることが出来るという寸法です。ブラウン先生の奥さんに適用される所得税率もご主人よりもかなり低く済むでしょう。ブラウン先生としては、連邦政府や州政府が新たな税金を導入したり、課税基準を変えたりしてきた場合には受託者が迅速にこれに対応することが出来るよう受託者の権限を強化しておきたいので、信託設定証書上では出来る限りの裁量権を受託者に与えておきたいと考えています。

この種の信託が21年以上にわたって存続するという事は余り考えられませんし、信託の設定日から21年以内にプロテクターであるブラウン夫人が死んでしまうということも可能性としては余り考えられません。カナダでは21年が経過した時点で、信託の基本財産には譲渡所得税が課されることになっておりますので、ブラウン先生としては、信託の設定日から満21年が経過する直前に受託者に裁量権を行使して貰って信託を消滅させたいと考えております。信託が消滅した場合、信託が所有していた株式会社ビル・ブラウン歯科クリニックの普通株式は、新たな別の会社を設立するか、別途信託を設立して、この会社や信託に移転して、この新しい会社の取締役か、新しく設定された信託の受託者に引き続きこの普通株式を管理させるようにします。クリニックに対する実質的な支配権をブラウン医師の手にどの様な形で留めておけるかどうかは、この信託に適用される税制によって決まってくることになります。株式会社ビル・

## 裁量信託の概念と利用法

ブラウン歯科クリニックの設立に際して同社がブラウン先生に発行した優先株式の評価額は会社設立の時点におけるクリニックの純資産額ということになり、将来はこの優先株式を株式会社ビル・ブラウン歯科クリニックの唯一の議決権株式ということにします。こうしておけば、ブラウン先生は常に株式会社ビル・ブラウン歯科クリニックの経営を自分の支配下に置いておけますし、この議決権株式に伴う議決権を行使して同社の営業方針を決めたり、先生が自分で受け取る年俸を決めることも出来る訳です。

確定信託を使っても、裁量信託を使ってもどちらでもよいのですが、通常は裁量信託を使いますが、この信託と会社の両方をセットとして使う場合のもう一つのメリットは、コモン・ロー法域においては事業法人は、制定法により、株主の責任が限定されているということです。即ち会社が倒産したり、破産しても、株主は、その所有株式につき発行代金を全額払い込んでいる限り、個人的な責任を負う必要はないことを意味します。会社の機関である取締役も、その職務を忠実に履行している限り、特に個人的な責任を負う必要はありません。個人経営の事業や、医院、歯科医院、法律事務所、会計事務所、仲介業などを法人化してその法人が発行した普通株式を信託財産化して受託者に持たせたとしても、たとえこの会社が倒産したりしても、この場合の受託者は個人的な責任を負う必要はなく、またこの信託の信託財産が破産した会社の債権者に差し押さえられることはありません。

今申し上げたことは実は今まで私たちが見てきました裁量信託にもう一つ別の利用があることを教えてくれています。国際投資を行っている投資家で、海外に設定した信託の信託財産に対する支配権とこれを誰に処分するかについての支配権を出来るだけ手許に確保しておきたい人は、先ず近代的でよく整備された会社法を備えている英領ヴァージン諸島に会社を設立して、この会社に個人で保有している不動産や金融資産を移転し、財産の移転を受けたこの会社は、同社が発行する株式をすべて別に設定した信託の受託者の名義にして信託財産化し、有価証券の売買損が生じた場合は、これ等はすべてこの会社の損失として計上するようにします。

(2) 遺言によって設定する裁量信託または会社と併用しないで生存者間信託の形で設定する裁量信託

裁量信託は所得の分散や、「債権者の請求権からの遮断」や、投資をする場合の責任を限定するためだけに使われるのではなく、遺言や捺印証書中にも使われます。一家の長老が家族内の誰かに財産を託そうと考えた場合、その託そうとしている先が同じく高齢者であったり、若過ぎたり、浪費家だったり、心身障害があって、どうも心配だという様な場合に、遺言や捺印証書を使って信託を設定して、その受託者に財産を委ねることになります。この様にしておけば、受益者の内の誰に、どれだけの財産を譲るかや、受益者が初めから確定している場合にはその受益者に対して信託財産から幾らを渡すかは、受託者が決めてくれることになります。これからこの様な信託が利用される場合の四つのケースを説明するとともに、この種の信託に関する受益権を設定する場合によく使われる文言について説明することにします。そうすることにより、この種の信託を設定するための書類を毎日作成しているコモン・ロー法域の弁護士が日常的に使っている専門用語の使い方を知って頂けると思いますし、この種の信託を利用することによって現実にどの様な問題を解決しようとしているのかということ、はつきりのご理解頂けると思います。

この種の信託が利用される第一のケースは、一人の人の扶養のための信託として設定される場合です。財産の所有者たる遺言者や信託設定者が誰か一人の特定の人を受益者として、この人のために財産を使いたいが、この受益者の手に直接財産が渡るようにはしたくないと考え、信託の存続期間中は、誰か別の人に頼んで、信託財産を何の目的のために、何時使うかは、その別の人に決めて貰いたいと考えていたとします。具体的に、それなりの財産を持っている人がいて、その人の親戚の中に交通事故で重傷を負って後遺症を抱えている人が存在したとし、財産を持っている方の方がこれを気の毒に思って、この交通事故の被害にあった親戚のためにかかなりの金額を残してやりたいと考えて、信託設定者となって遺言書や信託設定証書に次のような定めをしたとします。

## 裁量信託の概念と利用法

「裁量信託を設定して、信託財産から生ずる果実（過年度において支出しないで内部留保しておいた果実がある場合におけるその果実を含む）のうち受託者がその裁量により適切と認めた金額を私の甥であるアイヴァーの存命中、車椅子、病人用のベッド、脊椎矯正機その他のリハビリ用機器等を入手したり、同人が必要とする特殊医療養護サービスを受けるために必要となる費用を支弁したり、同人の一般的な利益のために支出することとし、もし、甥アイヴァーが回復して、受託者の判断上、信託基金から生ずる果実を甥アイヴァーに直接渡してその支出の仕方は同人に任せても差し支えないと認められるに至った場合は、これを甥アイヴァーに直接渡すこととし、甥アイヴァーが死亡した場合は、病に苦しんでいる人の救済を目的としている公益団体等の内の受益者が適切と認めて指定したものの中で、これを均等に分割すること。」

このような定めをしておけば、信託を設定する者としては、きちんとした資格を有している者を受託者の地位につけて、甥アイヴァーが活着している間中、同人の症状に応じたニーズに応えるためのいろいろな事柄の決定を安心して任せられるようになります。こうしておけば、信託設定者はエクイティー上の生涯財産権を設定したことになり、受託者の判断上裁量信託を消滅させた方が良いと判断した場合は、この生涯財産権はこれを消滅できることになり、それ以降甥アイヴァーが活着している限り、これに代わって甥アイヴァーのための通常の生涯財産権が存続することになります。この際甥アイヴァーが死んだ後の残余権の処分についても、受託者がどのような公益団体の手にこれを渡すかを決めなければならないことになります。このような取り決めは、一般に「扶養信託」と呼ばれていますが、これは病気や怪我等で法律的無能力者となってしまった人がいて、その人がこれから生きていく上でのニーズの内容はその人の病状の変化によって変わってくるような場合におけるそのニーズを満たすための取り決めとしては理想的なものといえます。

二番目のケースとしては、父親が子供のために設定する分かり易い信託を例として取り上げて、アメリカ人の弁護士がいうところの「養育信託(サポート・トラスト)」について見てみましょう。養育信託は文字通り生活に困っている人の扶養のためのものであり、従って衣食住の提供を目的とするものです。一族のうちのある者が分家した先に生まれた子供の養育を心配して信託を設定する

場合に利用されるのがこの種の信託です。ここではこの種の信託のもう一つの形態である教育信託を取り上げて見ましょう。ここに企業の役員がいて、妻とは最近離婚しており、離婚した妻との間には二人の子供がいましたが、離婚に際して取り交わした離婚協議書の規定により、別れた妻が二人の息子の親権者となって二人の息子を引き取りますが、父親はこの二人の息子の教育費を負担しなければならないことになっていたとします。別れた夫の立場としては、この教育費用を直接別れた妻に渡したくないので、そこで協議書中には信託の設定規定を設けて、教育費は信託基金として受託者の手に渡すようにし、別れた妻以外の利害関係のない第三者を受託者に据えることにします。こうしておけば、すべての事柄を利害関係のない第三者に委ねることができます。通常は別れた夫婦は共にこの種の取り決めに満足しています。この場合の信託には、次のような定めがされることになります。

「裁量信託を設定し、信託の基本財産の内の任意の金額を裁量によって取り崩して支出することも含めて、信託の基本財産から生ずる果実を現在母親に引き取られている私の息子ジョン及び同ジェームスが私立の小中高等学校に入学した場合の月謝とこれ等兩名の子供が将来大学教育を受けるために大学に入学した場合の月謝の支払に充てられるものとする。私の兩名の子供が、小中高校教育に関連して学校の制服を購入したり、ワープロやソフトウェア、書籍、スポーツ用品その他受託者が適切と認める物品を購入する際の購入資金の全部または一部として受託者がその裁量によって適切と認めた金額を受託者より私の息子達に払い渡すことが出来るものとする。下の息子または兩名の息子の内の長生きしている方の者が、満35歳に達したり、息子兩名が満35歳に達しない前に死亡した場合は、いずれも信託の基本財産またはその果実のうちの残余分は、信託設定者自身に復帰することになるものとし、その時点で信託設定者が死亡している場合は、同人の遺産財産の一部となり、然るべく処分されるものとする。」

この信託は明らかに別れた妻たる母親が出来ないような扶助を二人の息子達に与えるためのものであり、信託設定者たる父親は、息子達が私立の小中高等学校に通った場合の月謝や大学に通った場合の月謝だけでなく、これ等の学校に通った場合のその他の付随的なニーズのことについても気を配っていること

## 裁量信託の概念と利用法

がよく判ります。この裁量信託は子供達が満35歳に達した時に終了するようになっていますが、これは、35歳ともなれば、大学院に進んでいたとしても、博士論文の作成などは当然終わっている筈だと信託設定者は考えている証拠です。逆に信託設定者たる父親は、35歳まで息子達の面倒を見てやればそれで父親として教育面でやるべきことはすべてやったことになるであろうと考えているのかもしれない。勿論信託設定者の中には、教育についてはこれ程寛容な考え方をせずに、もう少し厳しい考え方をして、信託基金で面倒を見るのは大学へ入って学士の称号を得る迄とし、それ以上の大学院教育を希望する場合は、それは子供達自身の才覚でやれと考える人もいるでしょう。我々が今サンプルとして取り上げている架空の信託設定者の場合は、息子達が定められた年齢に達した時に、「信託基金について権利を持っているのは自分達だけだ」等と主張して、気の向いたときに信託を消滅させて信託財産を自分達の物にしてしまうようなことをさせないようにするために、息子達が一定の年齢に達した場合は、信託財産の残余分は信託設定者自身に復帰するか、同人の遺産に帰属することになると定めています。

第三のケースは防御信託です。この防御信託という考え方は、面白いことにカナダの弁護士の間では相いれないものとはなっておりますが、これはイギリスでは今世紀全体を通じて広く使われております。これからお話する問題については、カナダ人はどちらかというと、独自の裁量信託で対応しているという傾向にあります。私の経験では、イギリスの弁護士は裁量信託の規制を厳格にして受益者が信託から受け取れる金額を受託者が決めたものだけに限るといような不自由を受益者に強いるよりは、出来る限り防御信託型の生涯権を利用したがる傾向にあるようです。アメリカの弁護士の場合は、信託の基本財産の払い出しに制約を設けることができるいわゆる「浪費者信託」が殆どの州の制定法によって認められていますので、この浪費者信託をよく利用しているようです。旧英連邦を構成していたコモン・ロー法域の国や州では、信託の基本財産の払い出しについて制限を課すことは認めていませんが、信託の基本財産から生ずる果実に関する権利については、制限を認めています。私共が今

考えているケースというのは正にこの浪費者対策の問題です。浪費者とは、財布の紐がどうしても閉まらない人で、金を渡してしまうと日常の生活費や光熱費なども使い込んでしまって、その支払を滞らせてしまうのではないかと信託設定者の頭を悩ますような人のことをいいます。裕福な家庭に育った子供の場合は、とかく大人になっても金の使い方が身につかず、社会に出て結婚でもすれば自然と金銭感覚が身につくであろうと古い世代の信託設定者が希望しても、実際には期待していたような金銭感覚が身に付かないままの人がよくいます。

息子にこの様なだらしない点があることを見抜いて、そのまま遺言で息子に遺産がいく様にしてしまうと終いには破産のような事態に陥って、結局遺産を散逸させてしまうのではないかと心配する親の場合は、遺言をする際に次の様な規定を設けるのが普通です。

「私の息子ロバートに対してその存命中（但し同人がこの信託からの給付受給権の全部または一部を手放そうとしたり、この受給権の全部または一部を剝奪されることとなるような羽目に陥った場合は、その時まで）、同人が上記にいうようなことをしようとしたり、上記にいう羽目に陥ったりしたり、同人に与えられている生涯権が消滅した場合には、受託者は信託基金を私の息子ロバート、同人の配偶者（離婚したり別居している同人の配偶者を含む）及び同人の子供達を受益者とする裁量信託の信託財産として保管して、この信託基金の中から、受託者が適切と認めるところに従って、受益者全員またはその内の任意の者に対して、受託者が適切と認める金額を支給することが出来るものとし、それ以外の者に対しては何等の支給も行わないことが出来るものとする。私の息子ロバートが死亡し、更に同人の妻も死亡した場合は、信託の基本財産たる信託基金は、ロバートの遺児達で存命中の者の間で均等に分割するものとする。」

このような場合に息子のロバートが離婚し、別れた妻に扶養料を支払うよう命ずる判決が裁判所からロバート宛に出されたとする、この判決はロバートに対して与えられている生涯権上に存するエクイティー上の負担ということになり、同人の生涯権を消滅させる「原因」が発生したことになり、裁量信託が発効することになります。これはイギリスの裁判所で（1958年に出た「リチャードソン遺言信託事件（*Re Recharadson's Will Trusts* [1958] Ch. 504）」の判決

## 裁量信託の概念と利用法

で打ち立てられた原則です。息子ロバートが同人に対して与えられている生涯権をディスカウントショップ等に持ち込んで換金しようとしたり、息子ロバートに対する破産宣告の申立が行われたりした場合も、同人に対して与えられている生涯権は消滅することになります。消滅させることが出来る生涯権とこの後に来る裁量信託というこの二つの制限を組み合わせますと、息子ロバートが財産を手放そうとしたり、第三者の行った行為のために財産が取られてしまいうるようになったりしても、そのようなことをさせないで信託基金を守れることになります。これは、このような事情の発生を許してしまうと、信託財産から給付を受け取る権利が第三者の手に渡ってしまうことになるので、これを防ぐために、ロバートに対して認められている信託基金に関する権利が自動消滅するようにされているからです。

コモン・ロー法域に居住している者は、自分自身の所得の防御を目的としてこの様な形の信託を設定することはできませんが、自分の所有する財産を他の者に譲渡しようとする場合には、信託を利用して財産を譲渡して、これによって当該他の者に与えた信託からの給付の受給権につきただ今申し上げたような制約を付けることは可能です。消滅可能な生涯権の形にした受益権をロバートの様な性格の者に与えておくようにすれば、権利として信託からの所得が保障されるので、同人としても面目が保てると同時に、同人の無責任な行動によって財産が散逸してしまって同人の家族が路頭に迷うというようなこともなくなるという一石二鳥の効果があり、信託設定者や遺言者の希望も叶えられることとなります。

この様なケースでは、生涯権とこれに続く裁量信託をセットとして利用するのが普通です。この場合の裁量信託は、一旦発効すると以後信託の残りの存続期間中ずっと裁量信託のままで継続することになります。ところが、信託設定者や遺言者は、この消滅可能な生涯権とこれに続く裁量信託をセットとしてこれを何回も繰り返して使おうと思えば、これを繰り返して利用出来るのです。実は信託設定証書中に定められているこの様な内容の取り決めを適法と認めた判例があるのです。カナダのオンタリオ州の控訴裁判所が1947年に「ウイリア

ムズ事件 (*Re Williams*, [1947] 1 D.L.R. 882) で出した判決がそれです。この事件で同裁判所は生涯権の消滅事由として定められている事由のいずれかが発生すると生涯権が消滅するような取り決めになっていたとしても、この様な取り決めは不確実性を理由にしてその効力を否定されることはなく、定められた消滅事由が発生したことにより生涯権は有効に消滅したと判断すべきであると判示しました。この事件は、遺言者である父親がその遺言中で、「受託者が独自の判断力を行使して判断した結果娘の金の使い方にだらしない点や節約心に欠けている点があると認めない限り」娘に対して信託基金から生ずる果実を受け取る権利を与えることとし、更に「受託者が上記にいうような判断を下した場合はこの果実の受領権は消滅する」と定めた上、更に上記にいうような事態が生じた場合は、娘の扶養のために裁量信託が発効することになる旨定めたという事例でした。ところがこの事件の場合、生涯権に加えられた制限にもうひとつひねり加えられていたのです。実はこの事件の遺言者はその遺言の中に更にもう一条項加えて、娘に与えていた生涯権の消滅原因となった金遣いの面におけるだらしのなさや節約心の欠如が消滅したと受託者が判断した場合には、その時点から新たに娘のために生涯権が発生し、その後また金遣い面におけるだらしのなさや節約心のなさが再発したと受託者が認めた場合は、この二番目の生涯権は消滅してこれに代わって別の裁量信託が発効することになると定めていたのです。実際には、この事件の遺言者はその遺言の中でこの消滅可能な生涯権とこれに引き続く裁量信託というセットを何回でも利用できることと定めて、「娘の金遣い面におけるだらしなさが改善されると受託者が判断する都度」このセットを発動できると定めていたのです。

私の意見では、ウィリアムズ事件で問題となった生涯権の消滅事由に関する規定に定められている消滅事由は受益者本人の行為だけに限定されており、受益者に対する破産宣告の申立とか、裁判所から受益者に対する敗訴判決の言い渡しというような第三者の行為が除外されており、その意味では、エステイト・プランニングとしては最善のものとはいえません。実際問題としても、私といたしましては、この生涯権とこれに続く裁量信託というセットを何回も繰り

## 裁量信託の概念と利用法

返して使うという方法は勧められないと思っておりますが、これは個人の好き嫌いの問題です。今回の講演で是非ともご注目頂きたい点は、消滅可能な形での生涯権とこれに続く信託的指名権の組み合わせのセットというものは、先程のリチャードソン事件の遺言信託の例に見られるように、単一のセットとして使う場合も、ウィリアムズ事件におけるように何回も繰り返して使う場合も、信託設定証書の作成作業の幅を大きく広げる効果があったという点です。コモン・ロー法域の弁護士は、確定信託を利用した承継的財産権処分型の財産処分を希望する信託設定者や遺言者の要望に、この様な形で応えられるようになり、これにより、他の者に対して権限を行使するチャンスや義務を与えるような取り決めをして、このチャンスや義務を与えられた者が信託設定者や遺言者が企図した承継的財産権処分の取り決めを後日実行して完了させることができるようになる訳です。私の考えでは、信託設定者や遺言者が先ず承継的財産権処分の内容についての基本的な意思決定をし、受益権の具体的な内容、信託財産の分配、各受益者が信託財産から受け取るべき取分の最終決定を後日に引き延ばすための手段として指名権を利用し、この最終決定の内容やその時期を将来発生する一定の事項にかからしめるというのが、単純指名権や信託的指名権の本来のあるべき利用形態だと思います。

私共が検討する最後の4番目の裁量信託のケースは、高齢者のための財産管理を目的とした信託です。ここに子供も近親者もない共に75歳の老夫婦がいたと仮定しましょう。妻は老人性痴呆症に罹って惚け症状が出始めており、夫が介護しておりますが、夫も自分の健康にも自信がなくなっているとします。この夫婦の収入源は夫がビジネスマンとして働いている期間中に蓄えた金融資産からの収入であり、この金融資産の管理運用は退職後も夫がやってきましたが、夫としてはもうこの年になって金融資産の積極的な運用や再投資に関する意思決定は自分では出来ないので、誰か他の人の手に委ねる時がきたと考えています。そこで夫は信託会社を訪ねて、次のような承継的財産権処分設定証書を信託会社との間で結びました。

「信託基金を受託者に預けて、その投資及び再投資を行わせると共に、信託基金から

生ずる所得については、私の存命中は、私には最早自分の財産管理をする能力が無くなったと認められる旨の医師からの書面による診断通知が受託者に届かない限り、私の請求に応じてこれを私に引き渡すものとし、私の医師から上記にいうような診断通知が受託者宛にあった場合は、それ以降受託者は信託基金とこれから生ずる収益の両方は、これを私の妻ウイニーフレッドが生き残った場合は私の妻を受益者とし、そうなる迄は私本人と私の妻を共同受益者とし、それ以外の場合は生き残った方の者を受益者とする裁量信託上の信託財産として、受託者が管理すべきものとする。私が死亡したり、私が最早財産の管理を出来なくなった場合は、受託者は私や私の妻の介護を担当する者や、私や妻のいずれかの債権者の地位にある者に対して必要な支払いをすることができるものとする。」

コモン・ローの法制度上では、法律上の無能力者については、同人の財産の管理を担当する者1名が置かれることになると共に、通常はこれに加えて身上監護を担当する者1名が置かれることとなります。これ等を置くための取り決めは、本人には最早判断能力がなくなると医師が診断した場合に、発効することとなります。先程の説明では、夫は、多くの人がそうであるように、実際に自分が法律上の無能力者となって自分の財産の管理を裁判所や国の機関に委ねなければならない時期迄待たずに、自分でいろいろ老後のための取り決めをしておきたいと考えた訳です。自分がしっかりしているときに惚けの始まっている妻より先だってしまうと、自分に代わって妻にもこのようなつらい思いをさせるようなことはしたくないとも考えています。そこで、夫は、上記にいうような信託を設定することにした訳ですが、その様な場合には、間違いなく妻と自分のための身上監護の取り決めもしておく筈です。承継的財産権処分設定証書中において、夫は自分の財産管理を委ねたいと思う人を受託者に指名して、この受託者に対して「誰に（自分と妻の内のどちらに？）」、「何を（果実と基本財産の内のどちらを？）」、「何時？」、「どの様な方法で（夫本人に対する支払かそれとも他の者に対する支払か）？」に関する裁量権を与えることとなります。自分が妻より先に死んでしまったり、自分が惚けてしまったとしても、妻の財産については誰か他の人が妻に代わって管理してくれる筈ですから、この承継的財産権処分設定書との関係では自分が惚けてしまったとしても、これは自分自身だ

けの問題で済むことを夫の方が十分弁えております。

### 4. 要点および結論

指名権はコモン・ローという法制度の歴史的産物であり、これは給付の内容をどうすべきかということに関してどの様な決断をすべきかということが将来の一定の出来事にかかっている場合、その出来事が発生するまで最終的な決断を延ばすための手段として、伝統的な承継的財産権処分の枠内において、財産の所有者（財産が土地の場合には保有者ということになります）によって昔からずっと利用されてきたものです。過去40年の間、信託的指名権（信託の受託者がその受託者たる身分に基づいて行使する指名権）、特に裁量信託は、エステイト・プランニングを専門にしている弁護士の間はもとより、世間一般においてもその評価は上昇してきています。信託的指名権や裁量信託の利点は、財産の所有者は、これを利用することにより、その生存中に他の者のために自分の所有財産を処分することが出来る上、遺産税や相続税を免れることが出来たり、その所有財産から生ずる利得や所得を配偶者や未成年の子供のいる近親者に分けて分散させることによって全体的に見て国から課される所得税の総額を低く押さえることが出来る点です。信託的指名権や裁量信託を利用すれば、譲渡所得税や資本移転税等の課税を受ける機会を減らすこともできます。コモン・ローを採用している国や州の間では税制の相違があるため、これ等の国や州で裁量信託を利用する場合には、何時どの様な方法でこれを利用するかは、それぞれの国や州の税制によっておのずと決まってくることになります。

裁量信託が最初に重視されるようになったのは、財産を分け与えたいのはやまやまであるが、財産を受ける者の方の年齢、健康、浪費癖その他の特殊の事情によってそのまま財産を分けるのはどうも心配だから、信託を使って何とか補助したり、保護を与えてやろうと考えた財産の所有者によって、財産分与の手段として利用され始めた19世紀後半の頃からだと思います。この種の裁量信託は依然として現在でも利用されており、人の営みの本質ということを考えますと、今後も利用され続けることは間違いありません。

単純指名権や義務的権利取得者指名権（即ち信託財産の受託者の地位を兼ねていない者に対して行使することが義務として課せられている指名権）は、信託的指名権の場合と同様に、旧英連邦加盟諸国においては、指名権の種類に拘わらず、ある者が何等かの指名権の設定が行われている証書中に記載されている特定のグループの構成員に該当するかどうかということが容易に判定出来るような場合は、信託の目的物についての明白性の要件が満たされているとする1971年の貴族院の判決の恩恵を大いに受けています。必然的に行使義務を伴うような他の種類の指名権の場合と同様に、単純指名権の場合も、財産の所有者は、これを上手に利用すれば、ある出来事が起きる迄引き延ばしておいた方が良い様な決断を都合よく引き延ばすことが出来るという利点があります。

指名権に関する限り、財産の所有者が財産処分権（財産を手放す権限）を他人の手に委ねるといふことそのものがコモン・ローの制度上・概念上の問題となるようなことはありません。但し、遺言者が遺言作成権を他人に譲渡していると認められる様な場合はこの限りではありません。旧英連邦諸国の間では、この財産処分権の委任については、イギリス法はオーストラリア法より緩やかな立場を採っており、この点においては、イギリス法に次いでカナダのコモン・ローが緩やかな立場を採っています。財産の処分権の委任先（即ち指名権の付与を受けた者）がこの権利を他に再委任出来るかどうかは別の問題であり、旧英連邦加盟国の判例法は、指名権の設定が行われている証書中において指名権者に再委任権が与えられている場合は、大体この再委任は法律上有効であるとする態度をとっています。但し実際にはこの問題を特に取り扱った判例はありませんし、この再委任に制限を加えている法律も特に見あたりません。

最近フランスでは、委任の概念と寄託の概念を基準とした「*fiducie*」制度の導入を目的とした法案が議会に提出されましたが、この法案はその後取り下げられ、この「*fiducie*」プロジェクトは遂に放棄されたものと聞いております。私自身はかねてより、コモン・ロー上の信託が大陸法系国に住んでいる人々のエステイト・プランニング面において何等かの役に立つとしても、信託というものを委任と寄託の法理（ならびに第三者のためにする契約の法理）で理論づけ

## 裁量信託の概念と利用法

ようとする試みは、結局は混乱のもとになるだけだと思います。もしも、地理的にコモン・ロー法域に隣接している大陸法域、即ちスコットランドやルイジアナ州やケベック州を除いた他の大陸法系国において信託にとって何等かの果たせる役割があるとすれば、我々は先ず信託というものには、対人的な側面と対物的な側面の両方があることを認めなければならないと思います。信託を純粹に対物的なものとして捉えてしまうと、大陸法の法理にとって得るところは恐らく何もないと思います。所有権の法理と委任の法理と寄託の法理を駆使すれば、信託的なものに対する需要があったとしても、これに十分対応できる筈です。ただ困るのは、大陸法系の国でも信託の持つ対物的な性質を備え付けられるようにできるとなると、コモン・ロー法上の信託は大陸法という器にそぐわない鬼子的な存在になってしまうという点です。

日本の現状を観察している比較法研究者として驚かされるのは、日本が信託法により英米法型の信託の重要な要素を取り入れており、これによって出来た信託が日本法の一部になっているという点です。しかしながら、そのために、法理論上信託を如何に民法上の委任と寄託という概念と民法第206条に定められている所有権の内容に関する概念とすり合わせていくかという「すり合わせ」の問題が生じてくることとなります。実はカナダのケベック州も、1879年に信託法を制定した時に、この問題を抱え込むことになりました。この立法によって導入された「*fiducie*」に関する規定は、1888年にケベック州の民法に組み込まれた訳ですが、実はそれが「*fiducie*」とケベック州の民法の他の規定との間の関係をめぐって何十年も延々と続いた議論や論争の発端となったのです。大陸法学者達は、「*fiducie*」を民法の一部として理解しなければならないとするのならば、これは論理的な集大成物としての民法が持っている特徴の一つとして理解するしかない、と主張しました。ケベック州の民法第981条a～nの規定（*fiducie*に関する規定）中に何も書かれていないということは、第981条a～nの規定の範囲や効果を解釈するにあたっては、民法そのものの概念上の構造を優先させるべきだという訳です。このためケベック州では、1994年に遂に新しい民法を採択して、その中で新しい *fiducie* 関係の規定を採用しましたが、

この新法の解釈に際しては、新しい *fiducie* を新しい民法の概念上の考え方にすり合わせるよう、特別の努力がなされています。

日本の信託法の場合は、指名権については何も規定しておりませんので、民法に戻ってみる必要はありますが、この点については民法も何も定めていません。民法第206条には「所有権は……自由にその所有物の使用、収益及び処分をなす権利を有す」とありますので、これを見る限り、物に関する権利を行使できるのはその物の所有者だけだと考えられます。所有権を他人に委ねることによって所有者が何等かの目的を達しようとする行為は譲渡行為としては禁止されているので、所有者としては委任契約と「寄託」に頼ることしかないとになります。

しかしながら私はこれ以上この問題には踏み込まないことにします。信託法の専門家としての皆様方がやるべきことは、指名権をなんとか実現させることであり、日本のエステイト・プランニング関係法において信託の果たす役割があるとすれば、先ず日本の信託の用途を拡大するために果たして日本の現行の民法を頼りにしてよいのかどうかや、信託法の解釈論だけで捉えるかどうかという点をはっきりと見極めることにあると思います。そうなりますと、ケベック州やルイジアナ州の場合のように、信託法そのものの改正という立法論的な取り組みを推進しなければならないという結論に達するかもしれません。皆様方がどの途がベストであるとお考えになるかは私には判りませんが、コモン・ローの世界が皆様方の動きに関心を持って眺めていることだけは確かです。これで私の考えはすべてお話ししたと思いますので、後は、皆様方の努力が実るのを祈るのみです。

(カナダ ヴィクトリア大学法学部教授／訳者：千葉大学法経学部教授)

別 紙

## 承継的財産権処分設定捺印証書

カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州ヴィクトリア市サンセット・ブルヴァード105番地のジョン・スミス（以下「甲」という。）を設定者とし、カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州ヴィクトリア市メイン・ストリート6番地に本店を有するジ・オールド・オーク・トラスト・コーポレーション（以下「乙」という。）を信託の受託者として、両者は1995年6月10日付を以てここに次の通り本証書を締結した。

### 前 文

- A. 甲はその孫達その他の者に対して、以下に定めるところに従って、利益を与えたいと希望している。
- B. 甲は、以下に明記する諸権限と諸規定に服することを条件として設定する信託の信託財産とする意思と、本証書の規定に従って行い承継的財産権処分設定はこれを取り消すことを得ないものとする意思とを以て、ここに金100.00カナダ・ドルを乙に払い渡す。
- C. 以下に定めるところによって設定される信託の信託財産に組み入れてもらうためのものとして、将来甲その他の者が別途金銭、金融資産その他の資産を乙に支払ったり、移転したり、確定的に付与したりすることもあるものと思われる。

以上のような背景的事項の下において締結された本証書は下記事項を証するものである。

記

- 第1条(a) 「乙」とは本件承継的財産権処分設定に関わる受託者（本証書締結の時点で初めから受託者に任命されていた者であると、その後追加されたり、欠員補充のため任命された受託者の別を問わない。受託者が2名以上いる場合はその全員またはその内の任意の者）をいう。
- (b) 「プロテクター」とはジョージ・スミスの妻メアリー・スミスをいい、同人がプロテクターでなくなった場合は、本証書の第3条第(a)項に定めるところに従ってプロテクターに任命された者をいう。
- (c) 「承継的財産権帰属確定日」とは下記の両日の内の早い方の日をいう。  
(i) 本証書の締結日の80年後の応当日。  
(ii) 乙が承継的財産権帰属確定日として宣言した日。
- (d) 「本件受益者等」とは甲の孫であるアーサーおよびバーバラ、承継的財産権帰属確定日に至るまでの間に甲の息子ジョージの子供または孫として生まれた者（胎児を含む。以下本項において同じ。）、甲の息子ジョージの子供または孫として生まれた者の配偶者ならびに上記にいう本信託設定証書上の受託者等に加えるべき者としてプロテクターが、その裁量により、指名した者をいう。「本件受益者」とは「本件受益者等」の内のいずれかの者をいう。
- (e) 「本件信託基金」とは次のものをいう。  
(i) 上記にいう金100.00カナダ・ドルと本件信託基金に追加組み入れすべきものとして将来乙に支払ったり、移転される金銭、金融資産その他の資産で、乙がその受取りを承諾したもの。  
(ii) 本証書中に定められている果実の内部留保権を行使して内部留保された果実。  
(iii) 上記にいう金銭、金融資産その他の資産や内部留保果実の全部または一部を投資運用したことによって取得した金融資産その他の財産。

## 裁量信託の概念と利用法

- (f) この承継的財産権処分設定証書によって設定された信託のことを「ジョージ・スミス家族信託第1号」と呼ぶ場合がある。

第2条 乙は、以下の規定上認められている方法に従って、本件信託基金を投資運用しなければならないものとし、甲は、取消不能な確定的行為として、本件信託基金とこれから生ずる果実を以下に定める信託の信託財産として保有すべきことをここに乙に命ずるとともに本件信託基金とこれから生ずる果実は以下に定める信託の信託財産として乙に保有させるべきことを宣言する。

- (a) 本件受益者等全員またはその内から乙が、その独自の裁量により、承継的財産権帰属確定日が到来する前に取消可能なものもしくは取消不能なものとして正式に作成した捺印証書中で特に指名した者1名もしくは数名（この場合この指名を受けられなかった者は当然除外されることになる。）の利益のための信託。この場合の個々の受益者の取分または個々の受益者に対する分配率は乙が、その独自の裁量により、承継的財産権帰属確定日が到来する前に取消可能なものもしくは取消不能なものとして正式に作成した捺印証書中で指定するものとする。尚、本項にいう信託はいずれも、乙が、その独自の裁量により、承継的財産権帰属確定日が到来する前に取消可能なものもしくは取消不能なものとして正式に作成した捺印証書中で指定した規定、制限、扶養料支払権限、教育費支払権限、前渡権限、果実内部留保権限ならびに乙が、その独自の裁量により、承継的財産権帰属確定日が到来する前に取消可能なものもしくは取消不能なものとして適宜正式に作成した捺印証書中で指定した裁量信託上の指名権（本証書中に定められている指名権だけには限定しない。）で、同捺印証書中で指名した者を行使権者とするものの拘束を受けるものとする。但し上記にいう指定・指名行為のいずれかを取消可能なものとして行った場合でも、これを承継的財産権帰属確定日が到来する前に取り消さなかった場合は、これは承継的財産権帰属確定日を以て取消不能なものとして確定することになるものとし、従って本項にいう信託はいずれもこれによって確定した指定・指名行為の内容の拘束を当然受けることになるものとする。

- (b) 個人たる本件受益者等のうち承継的財産権帰属確定日現在生存している者を本件信託基金の元本と果実の両方についての受取人とする信託。尚、上記にいうような生存受益者が複数名いる場合は、各人の取分は均等にする。但し本件信託基金につき上記において設定した信託のすべてが不成立に終わったり、途中で消滅した場合においては、本件信託基金を個人たる本件受益者等の内で一番長生きした者の遺産に帰属せしめるべく、同人の人格代表者を受益者とする信託。

第3条 甲はここに更に下記事項を指図し、宣言する。

- (a) プロテクターは、独自の裁量により、何時にても、下記各号に掲げる事項を行うことが出来ること。
- (i) 本信託証書上の本件受益者のリストに任意の者の氏名を追加すること。
- (ii) 本信託証書上の本件受益者等のリストの中から任意の者の氏名を削除すること。
- (iii) 乙を解任することならびに乙が解任されたり辞任した場合は、プロテクターが選んだ者を新たな乙に任命すること。

本条第(a)項に定められている受益者の追加や削除に関する権限は公益目的の追加や削除にも及ぶものとする。

本証書によって設定された信託の存続期間中プロテクターが法律上の無能力者となったり、死亡した場合、甲または同人の作成に関わる取消可能な捺印証書または同人の作成に関わる遺言によって特に任命された者は本条第(a)項の(i)、(ii)及び(iii)に定める権限を有するものとする。上記にいう指名を受けた者がいない場合は、その時点における乙が本条第(a)項の(i)、(ii)及び(iii)に定める権限を有するものとする。

- (b) 本件信託基金ならびにこれから生ずる果実は如何なる場合も甲以外の者に保有・享受させ、甲の利益（契約上定められている利益であるとその他の利益であるとの別を問わない。）以外の利益のために享受させるものとし、

## 裁量信託の概念と利用法

本件信託基金またはそれから生ずる果実については、如何なる場合といえども、そのどの部分を甲に対して払い渡したり、貸したり、甲の利益のために使ったりしてはならない。

- (c) 本件信託基金の元本またはこれから生ずる果実の任意の部分を本件受益者等の内の任意の者に対して与えることが出来るという権限として乙に対して与えられている権限は、当該本件受益者の利益のためにこれを行行使することが出来るものとし、当該本件受益者の利益のために本件受益者が何等かの支払を行った場合は、当該本件受益者の利益のためにこの権限を確定的に行使したものと見做す（但しこれは他の方法で当該権限を行行使することを妨げる趣旨ではない。）。

第4条 乙は、何時にても、その独自の裁量により、下記各項に定める事柄を行うことが出来る。

- (a) 投資して運用することを要する資金を投資して、乙がその独自の判断上適切と認めた銘柄の株式、ファンド、持分証券その他の有価証券、金融資産または財産（動産・不動産の別、その他の種類の別、所在地の別、負担付のものであると否との別、インカム型のものであると否との別を問わない。）を購入（担保付の借入金または無担保の借入金で行う購入、上記にいうような有価証券その他の財産を担保にして行う購入、スミス・プロダクツ・リミテッドの発行に関わる議決権の付かない株式や乙が実質上の利害関係を有する他の会社の発行に関わる株式の総数の2分の1未満の購入等を含む。）すること。居住用の不動産物件（フリー物件であると賃貸物件であるとの別を問わないものとし、更地・空家であるとするの別を問わない。）を購入したり、乙がその裁量権を行行使して適切と認めるところに従って本件受益者等の全員またはその内の一部の者の使用に供するための動産を購入すること。上記の規定は乙に対して、同人が本件信託基金ならびにこれから生ずる果実についての唯一絶対の実質上の所有者である場合と同様に、投資や投資物件の組み替えならびに資金の支出につき完全且つ無条件の権限を与えることを目的としたものである。

- (b) 本件信託基金を構成している投資物件その他の財産（スミス・プロダクツ・リミテッドの発行に関わる議決権の付かない株式や乙自身が実質的な利害関係を有するその他の会社の発行に関わる資産運用株式の範囲の株式等を含む。）を乙が適切と認める間持続して保有すること。
- (c) 本件信託基金を構成している投資物件その他の財産（スミス・プロダクツ・リミテッドの発行に関わる議決権の付かない株式や乙自身が実質的な利害関係を有するその他の会社の発行に関わる資産運用株式の範囲の株式等を含む。）を売却（乙自身が買取りの相手側になる場合を含む。）したり、引き出したり、換金すること。なお、当該売却または換金によって損害が生じたとしても、甲はこれについての乙の責任をすべて免除する。但し、乙自身が上記にいう会社のいずれかの発行に関わる株式の買主となる場合におけるその売買価格は当該発行会社の顧問会計士が算定した当該株式の公正なる時価によるものとする。
- (d) 甲その他の者から追加の資金や財産の提供を受けて、これを当初より本件信託基金の一部を構成していたものと同じように保有して運用すること。
- (e) 本件信託の管理・執行及び本件信託基金の管理・運用に関して乙が発生させたすべての必要経費を本件信託基金の元本またはこれから生じる果実から引き出して支払うこと。
- (f) 本件信託基金の全部または一部の保全のために必要であると乙が判断した公租公課、会費その他の経費を本件信託基金を引当てにして支払うこと。
- (g) 乙が適切と認める条件と方法により、投資目的その他の目的のために資金の借入れや調達を行ったり、本件信託基金に影響を及ぼすような負債や債務につき担保を提供したり、これを返済したりすること。但し金銭の貸付を行った債権者は本件信託が負担した債務や負債が適正なものであるかどうかや本件信託が調達した資金の用途が適正なものであるかどうかを調査

## 裁量信託の概念と利用法

する義務はないものとする。

- (h) 本件信託基金を構成する動産または不動産につき、乙の独自の判断上適切と認められる条件と期間等を定めて、賃借権またはオプションを与えること。尚、本件信託基金の中に自由保有の財産や賃借物件がある場合は、乙は、本件信託基金の元本の中から、これら財産の修理、改良及び管理に必要な費用を支出することができる。
- (i) 本件信託基金を構成している株式、持分証券、社債、ファンドその他の有価証券に付されている議決権を直接行使したり、代理人によって行使したり、当該株式、持分証券、社債、ファンドその他の有価証券の発行会社の会社更生手続その他の手続または吸収合併もしくは新設合併に関して単独で提案を行ったり、提案に賛成したり、第三者と協同して提案をしたり承諾したり、上記にいう株式、持分証券、社債、ファンドその他の有価証券を同一の発行会社または他の発行会社の発行に関わる株式、持分証券、社債、ファンドその他の有価証券とを交換すること。
- (j) 税法上行うことが認められている所得や費用の配分、各種の選択、決定、指定や、税法上認められている各種のオプションその他の権利のうち、乙独自の判断上本件受益者等のために実施したり、行使するのが得策であると認めたものを、単独でまたは他の者と協同して実施し、行使すること。
- (k) 本件信託基金を構成している財産の全部または一部をそのまま現物で配分・分配すること。尚、本件信託基金を現物で配分・分配することが適当だと判断した乙の判断や、この配分・分配に関連して乙が行った財産や有価証券等の評価は、いずれも確定的なものであり、本件受益者等はこれに拘束されるものとする。
- (l) 本件信託基金を構成している事業、企業またはその発行に関わる株式等の経営・保有を乙が適切と認める期間継続すること。甲はここに上記にいう事業、企業またはその発行に関わる株式等やこれに関わる事業資産等の全

部または一部を、乙が適切と認めたところに従って、経営したり、設立したり、解散させたり、処分するために必要なあらゆる事柄を行う権限（乙自身を含めた任意の者を給与方式その他の報酬方式によって上記にいう事業や企業に勤務する支配人、使用人または代理人に任命する権限を含む。）を乙に与える。

- (m) 未成年者たる本件受益者等の内の任意の者に対して支払ったり、使うことになっている金員を同人の後見人に対して支払うこと。尚、支払を受けた金員を同後見人が実際にどのように使うかを見届ける義務は乙にはないものとし、同金員の支払を受けたことを証する同後見人の作成に関わる領収証があれば、乙の責任は解除されるものとする。
- (n) 本件信託基金を構成している金融資産その他の資産を、乙の独自の判断上適切と認めるところに従って、乙自身の名義やノミニーの名義で登記・登録すること。尚、上記にいう登記や登録を行ったことによって何等かの損害を被ったとしても、乙はこれについて賠償責任を負う必要はないものとする。
- (o) 法廷弁護士、事務弁護士、会計士、鑑定人、ブローカー、投資顧問、競売業者その他の専門家から意見や助言を徴して、これに従って受託者としての行為を行うこと。但し乙は必ずしも上記にいう意見や助言に従って受託者としての行為を行う必要はないものとし、また上記にいう意見や助言に従って受託者としての行為を行ったり、行わなかったりしたことによって何等かの損害を被ったとしても、乙はこれについて賠償責任を負う必要はないものとする。
- (p) あらゆる面において乙自身が本件信託基金の絶対的な所有権者であると同じように、前各号に定める権利や権限のすべてを行使すること。前各号に定める権利や権限は、いずれも本証書や法律に定められている他の権利や権限を害したり、排除したりするものではなく、これに追加される性質のものである。

## 裁量信託の概念と利用法

第5条 乙は何時にても本件信託の受託者としての地位を辞任することが出来る。

第6条 本件信託上の受託者はいずれも、自らが行った作為や不作為については、これを行った時同人の不純な動機によって行ったものであることが立証された場合を除き、信託義務違反として個人的な責任を負う必要は一切ないものとする。

第7条 本証書による承継的財産権処分はあらゆる点につきブリティッシュ・コロンビア州法をその準拠法とする。

第8条 乙は、本証書によって設定された信託の受託者に就任することを承諾したことを証するため、本書の末尾に署名する。

以上の通り相違なきことを証するため、本証書の両当事者は頭書の日の本証書を作成して、これに署名した。

甲：ジョン・スミス

下記立会人の立ち会いの下で署名捺印して、交付した。

立会人：

住所：

職業：

乙：ジ・オールド・オーク・トラスト・コーポレーション

下記立会人の立ち会いの下で社印を押捺した。

立会人：

